

過疎地域いきいき集落づくり支援事業

過疎地域内の集落を対象に、住民が「いきいき」と生活することに資する事業を支援することで、集落の維持・活性化を図る。

過疎地域の集落の現状

過疎地域では、人口減少・高齢化が進行し、特に小規模高齢化集落では、共同作業が困難となったり、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、公共交通手段の喪失、災害への対応力の低下など様々な問題が発生している。

集落の維持・活性化のためには、地域住民と市町村、県が協働し、住民の生活を支える取組みや持続可能な地域づくりを進める必要がある。

集落に求められる施策

過疎地域内の「集落」は大きく分けると2つに分類され、その対策は異なる。

(1) 大多数の住民が年金生活を送っている集落（いわゆる限界集落）

➤ 地域の共同作業の支援や生活交通の確保など、生活の維持のための支援が必要。【生活の維持・確保】

(2) 子育て世代、現役世代が残っている集落

（子どもや地域の担い手がいる集落）

➤ 都市との交流や商品開発など、集落の活性化、持続可能性に向けての取組みが必要。【集落の活性化】

また、集落の課題・ニーズは、集落の位置や住民の構成、経緯等により千差万別であり、地域住民の主体性を活かした総合的な対策が必要。

<取組例>

<生活の維持・確保の例>

- ・高齢者の見守り活動、緊急時マップの作成
- ・買い物手段の確保、医療機関への交通支援
- ・複数集落が連携した共同作業の支援

<集落の活性化の例>

- ・集落の将来プラン策定
- ・地域のお祭りの維持、活性化の支援
- ・地域特産品開発、都市住民との交流イベント
- ・空き家の活用、移住者の受入れ

事業概要

令和2年度予算額：400万円

- 1 対象地域：過疎法に基づく過疎地域(14市町村)内の集落
- 2 補助対象団体：市町村及び地域団体等
- 3 対象事業：集落の維持・活性化に資するソフト事業
- 4 補助率：1/2（全域過疎地域は補助率3/4）
- 5 補助上限額：1事業あたり80万円
- 6 県の支援
県は市町村と共に補助金以外でも、地域組織の立上げ、取組事例集の作成、話し合いへの参加等の支援をニーズに応じて行う。

<イメージ>

